

【アメリカ】議員のインサイダー取引規制法成立

連邦議会議員等のインサイダー取引を禁止し、政治倫理規制を強化するストック法 (STOCK Act)が、2012年4月4日大統領の署名を経て成立した(P.L.112-105、本誌2012年4月号、pp.2-3参照)。オバマ大統領はストック法案の成立を強く求めてきた。法案への署名に際して、この法律は第一歩であり、政治に対する「カネ」の影響力を排除して、ワシントンと国民の間の信頼を回復するため、今後とも連邦議会と協力していくとしている。法律の主要な条項は、次のとおりである。①連邦議会議員、議会職員等をインサイダー取引禁止の対象から除外しないことを明確にする。②議員等は、職務上の地位に基づき又は公務の遂行に伴い入手した非公開情報を、私利を図る目的で利用してはならない。③資産公開の対象者は、一般に販売されない新規公開株(IPO)を購入してはならない。④1978年政府倫理法を改正して、資産公開報告書を電子的に提出しウェブサイト上で利用可能とする。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】法人税改革提案

オバマ政権は、2012年2月に法人税の減税を柱とする一連の法人税改革案を提案した。提案は、次の5点を基本的な柱としている。①税法上の抜け道や補助金を減らし、課税対象を拡大して、成長促進のために法人税率を引き下げる。2011年のアメリカの法定法人税率は39.2%とG-7諸国の中では日本の39.5%に次ぐ高率となっている。これを28%に引き下げ、国内への投資の促進を図る。②製造業とイノベーションを強化する。製造業への実効税率を25%以下にし、クリーンエネルギーの生産を促進する。③国内への投資を促進するために、国外所得に対し新たな最低限の税を設け、国際的な課税体系を強化する。税制によって企業による生産拠点の海外移転を促進させないようにし、また企業が利益を海外に移転しないようにする。④中小企業向けの税制を簡素化して、減税する。⑤財政規律を回復して、財政赤字を増加させない。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】ホワイトハウス等への侵入禁止に関する連邦刑法改正

大統領警護官は、大統領とその家族、副大統領や大統領経験者等、連邦法で定める対象者を警護する。それらの警護対象者が一時的に立ち入る土地建物等が大統領警護官により侵入禁止とされた場合、許可なく侵入した者に刑事罰を科す連邦法がある。しかし、ホワイトハウスと副大統領の住居やその敷地への無断立入りを明確に禁止する条文は、連邦法上存在せず、これらへの侵入やその試みには、ワシントンD.C.法が適用され、軽罪として処罰されてきた。2012年3月8日に公法第112-98号が成立し、合衆国法典第18編第1752条を改正し、大統領警護にあたって「立入禁止とされる土地建物」の定義を次のとおり明確化した。①ホワイトハウスとその敷地及び副大統領の住居とその敷地で、立入禁止の掲示や封鎖等がなされている区域、②警護対象者が滞在する又は滞在が予定されている土地建物、③国家的重要行事のため立入禁止とされた土地建物。また、これらの場所へ武器を携帯して立ち入り、その結果、人に深刻な危害を与えた場合等は、10年以下の拘禁刑若しくは罰金刑又は両方が科されることが規定された。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【アメリカ】2012年超軽量飛行機密輸防止法

1930年関税法第1590条を改正し、「航空機による密輸」の「航空機」に、合衆国法典第49編第40102条に規定する航空機及び連邦規則集第14編103.1条に規定する超軽量飛行機を含める内容の規定が設けられた。これにより密輸に使われる航空機とは、空中を航行又は飛行するために考案され、用いられ又は設計された装置や、一人乗りで主にスポーツやレジャーに用いられる飛行機で、動力なしの場合は重量が約70kg未満、動力付きの場合は、燃料を含めない総重量が約115kg未満のものであって、全速力での較正対気速度が55ノットを超えず5ガロン以上の燃料を積載できないものであることが明確に定義された。併せて、当該航空機による密輸に関与するだけでなく、それを試み又はそれに共謀した場合にも、1万ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁刑又はその併科に処することが新たに規定された。2012年2月10日成立、公法第112-93号。この改正は、成立の日から30日後に施行される。

(海外立法情報課・井樋 三枝子)

【EU】スマートメーターシステム普及の準備に関する欧州委員会勧告

欧州委員会は、2012年3月13日、標記勧告(2012/148/EU)を公布した。欧州連合加盟国は、エネルギー市場自由化指令(2009/72/EC等、本誌250号参照。)の規定により、電力及びガスの節約と安定供給に関して消費者の貢献が期待できるスマートメーターシステムを普及促進することとし、まず、その長期的費用効率及び普及可能性の経済評価を2012年9月3日までに行う。当該評価の結果を踏まえて加盟国は、10年の普及計画を立てるが、評価が肯定的であった場合には、2020年までに消費者の80%以上に普及させなければならない。この勧告は、各加盟国から報告された最初の費用効率の調査分析を基に欧州電気ガス規制者団体(ERGREG)が策定した指針に基づき、欧州委員会がスマートメーターに必要な最低限の共通機能について加盟国及び規制者に対して勧告したもので、個人情報保護の基本的権利を保障するための設計及び運用を内容としている。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】食品の廃棄に反対する欧州議会決議

欧州議会は、2012年1月19日、食品の廃棄を回避する対策に関する決議を行った。世界の約9億人が栄養失調の危機にあり、欧州連合(EU)に7900万人の貧困者がいる一方で、EUでは、食材が食品供給チェーンを通過して消費者に届くまでにその半分が廃棄されている。その廃棄量は1人あたり年間179kgで、2020年までに4割増加すると欧州委員会は予測している。この決議は、理事会、欧州委員会、加盟国及び食品業界に対し、食品供給チェーンにおける食品廃棄問題を優先緊急課題とすること、理事会と欧州委員会に対し2014年を反食品廃棄欧州年とすること、欧州委員会に対し食品供給チェーン機能向上閣僚級会合(同委員会が2010年に設置)及び欧州持続可能消費生産円卓会議に注意喚起し対応するよう働きかけ、問題の実態調査と分析を行い、廃棄物枠組指令(2008/98/EC)により2014年までに策定予定の廃棄物防止目標の一環として加盟国の具体的目標を立てて、2025年までに廃棄量を半分にする実質的な措置をとること等を求めた。

(海外立法情報調査室・植月 献二)

【EU】文化遺産の電子化、その利用及び保存に関する欧州委員会勧告

欧州連合(EU)のデジタルアジェンダ(本誌244-1/2号参照。)は、文化遺産の電子化・保存を目標として掲げている。欧州委員会は、2011年10月27日、標記勧告を採択した(2011/711/EU)。加盟国は、書籍、写真、博物、視聴覚資料、史跡等の電子化に関して、関係機関等と協力し、別表に掲げるEuropeana(EU電子図書館ポータル)への2015年登録目標を達成する数量的目標を立て、計画を促進し監視すること、パブリックドメインの資料は電子化後も商用・非商用を問わず自由に利用できるものとする、著作権保護期間中のものは、大規模電子化及び絶版書籍の利用に関する権利処理の法的枠組みを利害関係者と構築し、同委員会が2011年に提出した権利の所在不明な著作物に関する指令案の実施に際し即刻対応可能とする等、電子化及びその利用について改善すること、電子資料の長期保存に関する戦略計画を強化し、必要な法的及び技術的な対策をとること、対策の結果について2年毎に報告すること等を主な内容としている。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】2004年家庭内の暴力、犯罪及び被害者に関する法律の改正

2004年家庭内の暴力、犯罪及び被害者〔に関する〕法〔律〕(2004, c8、以下「2004年法」)第5条は、少年又は成年弱者(以下「被害者」)と同じ世帯に属してこれらを保護する責任のある成人2人以上のいずれかが被害者に対して重い身体傷害を生ずるおそれのある危険な違法行為をし、かつ、当該成人のうち他の者がその危険を防止して被害者を保護するために適切と認められる措置を講じなかったことにより、被害者を死亡させた場合において当該成人のいずれかが当該違法行為をした者であることを証明することができないときは、それぞれ14年以下の拘禁刑に処することを定めている(本誌235号参照)。2012年3月8日に制定された2012年(改正)家庭内の暴力、犯罪及び被害者〔に関する〕法〔律〕(2012, c4)は、2004年法第5条の「被害者を死亡させた場合」に「被害者に重い身体傷害を負わせた場合」を加え、後者の場合は当該成人をそれぞれ「10年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し、又はこれらを併科する」こととした。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2012年医療及び社会的ケア法の制定

2012年3月27日に医療及び社会的ケア法が制定された。同法は、2010年7月に公表された白書『公正性と卓越性—国民医療制度(National Health Service: NHS)の自由化』に沿って、医療の質を向上させ、その費用を削減し、もって医療の効率的な提供を図ることを目的として、NHSの官僚組織を縮小して医療の最前線を担う一般家庭医、看護師等はその臨床的な判断や地域事情に適した医療を提供する権限を与え、NHSや医療に関し更に多くの情報を患者に提供して、医療を選択する患者の権利を強化するものである。同法により、総合医療の推進等広範な任務を有するNHS委託委員会(NHS Commissioning Board)と医療提供の委託業務を行う法人の診療委託グループ(clinical commissioning groups)が設立される。今後、地域医療の確保に努めてきた一次診療信託基金(Primary Care Trusts)とその監督等を行う保健省の地方支分部局である戦略的保健局(Strategic Health Authorities)が廃止される予定である。(海外立法情報調査室・河島 太郎)

【イギリス】2012年福祉改革法の制定

2012年3月8日、2012年福祉改革法（2012, c.5. 以下「法」）が制定された。法は、労働意欲の向上を図り、給付金制度を簡素化しもってその管理費用を低減させることを目的として、所得調査制求職者給付（資力調査に合格した低収入の失業者に支給する非拋出制の所得関連給付）や児童税額控除（9頁注(2)参照）等、生産年齢層の者に対しその就業中又は失業中に支給する多くの給付金や税額控除を廃止し、受給者の所得の増加に応じて給付額を逡減させていくことで円滑な就労を促す仕組みの普遍的給付（universal credit）を新設する。法には、従来の給付を廃止して普遍的給付に統合するまでの移行期間に関する経過規定がある。また、現行の障害生活手当（disability living allowance）を廃止して、長期障害者とその直面する困難を克服して活発で充実した生活をするために必要な費用の負担を目的とする個人自立手当（personal independent payment）を新設する。ただし、その細目は意見公募を経て下位法令で定める予定である。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】大統領選挙運動費用償還制度の改正

大統領選挙運動費用の償還に関する2012年2月28日の組織法律第2012-272号が制定された（組織法律とは、公権力の組織と運営に係る法律である）。フランスでは、2012年の経済成長予測の下方修正（1.75%から1%）を受け、2012年からの歳出削減計画が提示された。同法は、この計画の一環として、大統領選挙運動費用の償還限度額を引き下げるものである。これまで各候補者に対しては、選挙運動費用支出額がその法定限度額の5%を限度として償還されていたが、これが4.75%に、また、第1回投票（大統領選挙は2回投票制）において有効投票数の5%以上を獲得した候補者に対しては、実際の支出額を超えない範囲で、法定限度額の50%を限度として償還されていたが、これが47.5%となった。また、毎年実施される償還限度額の見直しも、公財政の均衡が確保されるまで凍結される。なお、類似の償還制度がある下院議員選挙等についても、2012年予算法第112条により、償還限度額が50%から47.5%に引き下げられた。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】絶版書籍の電子的利用に関する法律

現在、フランスでは著作権保護期間にある絶版書籍が数十万タイトル存在する。これらの絶版書籍の電子形態での複製、公衆送信等（以下「電子的利用」）を著作者及び複製権を有する発行者以外の第三者に許可することを目的として、入手不可能な20世紀の書籍の電子的利用に関する2012年3月1日の法律第2012-287号が制定された。対象となる書籍は、2000年末までにフランスで発行され絶版となっている書籍である。これらは、まず、フランス国立図書館が管理する予定の絶版書籍データベースに登録され、登録から6か月以内に、著作者又は複製権を有する発行者からの異議申立てがなかった場合、第三者に対して、5年を期限とする電子的利用の許可が発行される（許可は更新可能）。許可の発行は、文化担当大臣の認可を受けた著作権料の徴収と分配を実施する団体が行う。なお、異議申立てがあった場合でも、複製権を有する発行者が一定期間内に当該書籍を有効に利用し、それを証明しなければ、再び電子的利用の許可が可能となる。（海外立法情報課・服部 有希）

【フランス】虐待等の危険な状態にある児童の追跡調査

2007年に、「危険な状態にある児童(enfants en danger)」の保護を強化する制度改正がなされた(この場合の危険は、身体的・精神的暴力、性的虐待、ネグレクト等の虐待の危険及び虐待以外の健康、安全、道徳、教育、生活維持等に関する危険を指す)。しかし、これらの児童が県を越えて転出した場合、追跡調査は困難であった。そこで、関係者間、特に県相互の確実な情報伝達を目的として、危険な状態にある児童の情報伝達による追跡調査に関する2012年3月5日の法律第2012-301号が制定された。同法により、児童社会扶助給付(社会扶助の一種)又は児童保護に係る司法上の措置を受ける家族が転出する場合、転出元の県の県議会議長は、転出及び当該家族に関する情報を転出先の県の県議会議長に伝達することとなった。また、転出先住所を把握できない場合及び児童社会扶助給付又は司法上の措置の中断により児童に危険が及ぶような場合、転出元の県議会議長は、遅滞なく司法機関に対し状況を報告するよう規定された。(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】消費者に対する情報公開の強化

2007年に制定された消費者に対する健康関連情報の公開に関する法律(消費者情報公開法)は、食品、化粧品、日用品等に関する法令違反又は健康リスク等について、消費者からの請求に基づいて、官庁が情報を公開する手続を定めている。この法律が改正され(BGBl. I 2012 S.476)、2012年9月1日から施行される。改正により、家電製品等に関する情報も情報公開の対象となった。また、従来、情報公開の請求は書面により行うこととされていたが、消費者が請求をしやすくするために、口頭や電子メールによる請求も可能になった。さらに、従来から多くの場合においては手数料を徴収せずに情報を公開していたが、簡易な事項の情報公開については手数料を不要とすることが法律上明文化された。情報公開のために一定以上の費用を要する場合には、事前に予想される額を示した上で手数料を徴収することとされた。また、請求先が異なる場合には、請求を受けた機関は別の機関に請求を送付しなければならないこと等が定められた。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】電子商取引における消費者保護のための民法典改正

電子商取引において、商品又はサービスの価格表示が分かりにくいいため、消費者が予想外の支払を余儀なくされる問題が多発している。このため、電子商取引における消費者保護のために民法典を改正する法律案が2012年3月2日に連邦議会、3月30日に連邦参議院を通過した。電子商取引により有償の商品又はサービスを提供する者は、消費者が注文を確定する直前に、商品又はサービスの特徴、総価格、送料等の付随費用等を確認できるよう、情報を明確に表示しなければならない。商品又はサービスを提供する者は、消費者が注文時に支払義務を確認したことが分かるように、注文画面を構成しなければならない。消費者がボタンで注文を確定する場合には、ボタンに分かりやすく「支払義務を伴う注文」又はこれに相当する文言を表示しなければならない。商品又はサービスを提供する者がこの義務を履行しない場合には、契約は成立しない(第312g条)。この改正は、消費者の権利に関するEU指令2011/83/EUを実施するものである。(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】循環経済・廃棄物法の全面改正

1996年に施行された循環経済・廃棄物法が全面改正され、新しい「循環経済の促進及び環境に配慮した廃棄物管理に関する法律（循環経済法）（BGBI. I 2012 S.212）」が2012年6月1日から施行される。新法は、ドイツにおける従来の高いリサイクル率に影響しないよう、旧法の基本的な制度を維持しつつ、EUの廃棄物枠組み指令2008/98/ECを実施するものである。新法は、廃棄回避及びリサイクルの促進の原則を強化し、資源管理を改善することを目的とする。主な内容は、廃棄物管理の5段階の優先順位（①回避、②再利用、③リサイクル、④エネルギーとしての利用、⑤処分）の導入、2015年からの生ごみ、紙、金属、プラスチック及びガラスの分別収集の義務付け、2020年以降の一般廃棄物のリサイクル率を65%、建設廃棄物のリサイクル率を70%とする目標、各家庭で様々な資源ごみを分別回収するために備えるコンテナの導入等である。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】過激主義的犯罪者の就労制限

2012年4月2日、「労働法典」第331条及び第351条1項並びに連邦法「法人及び個人企業に対する国家規制」第22条1項が改正され、過去に過激主義的な犯罪歴を持つ人物が児童と接する職業に就くことが禁止された。過激主義的な犯罪と見なされるのは、ロシア連邦政府及び憲法体制の破壊を試みる犯罪である。これらの罪状によって有罪判決を受け又は処罰された者が児童・青年に対する扇動を行ったり、過激主義的な非合法活動に勧誘することを防止するため、特定分野での就労が禁止される。就労が禁止される分野は、未成年者の教育、指導及び発達に関連する分野、未成年者の余暇活動、健康増進、医療、社会的保護及び社会奉仕に関連する分野、児童・青年のスポーツ、文化、芸術に関連する分野の3つである。また、法人及び個人企業に対する国家規制では雇用者に対し、当該条件に該当する者をこの3分野で就労させることを禁じている。

（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】国家人権委員会法の改正

国家人権委員会は、人権の保護及び向上のため、必要に応じて関係機関等に政策又は慣行の改善若しくは是正を勧告し、又は意見を表明することができる。これまでも、勧告を受けた関係機関等の長は、勧告の尊重及び履行に努めなければならないと定められていた。2012年2月27日、韓国国会本会議において、「国家人権委員会法一部改正法律案」が可決され、勧告を受けた関係機関の長は、勧告を受けた日から90日以内に、その勧告事項の履行計画を委員会に通知しなければならないという条項が新設された。勧告の実効性を高めることを目的とした改正である。また、国家人権委員会の調査対象として、新たに学校（私立を含む小中高大）及び公的機関（中央銀行、公企業等）が含められたほか、委員長候補者は人事聴聞の対象とすることとされた。改正法は同年3月21日に公布され、委員長候補者の人事聴聞に関する規定を除き、公布と同時に施行された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 いじめ対策の強化—加害者に対する措置を義務化—

学校でのいじめが社会問題化している韓国で、2012年1月26日及び同年3月21日に「学校暴力の予防及び対策に関する法律」が改正された。「学校暴力」（いじめに相当）の定義が拡大し、「学生間に発生する行為」から「学生に対する行為」に改められるとともに、「シヤトル」と俗称される強制的使い走りや、サイバー空間でのいじめも追加された。また、加害者への措置（書面による謝罪、奉仕、転校、退学等）が義務化され、措置に「出席停止」が追加された。学校ごとに保護者を交えて設置される「学校暴力対策自治委員会」は、学校長に、加害者に対するいずれかの措置を必ず要請し、要請を受けた学校長は14日以内に当該措置を実施しなければならない。加害者が当該措置（書面による謝罪を除く）を拒否したときは、同委員会が追加の措置を学校長に要請できる。さらに教育監（公選職の教育行政の首長）が、被害を矮小化したり隠蔽した学校長又は教員の懲戒を要求できること、年2回以上実態調査を行うこと等も定められた。一方、被害者への支援は拡大し、被害者への措置に含まれていた「転校勧告」は削除された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【韓国】 保育料支援の拡大及び幼保共通課程の導入

従来、就学前1年間の幼児の「無償教育」（「無償保育」）を順次実施することが、幼児教育法及び乳幼児保育法で規定されていたが、2012年3月から、認可幼稚園及び認可保育園に通う全ての満5歳児（2012年は2006年1月～12月生）に、所得制限のない保育料支援が開始された。必要経費すべてが無償となるわけではないが、保育料に相当する一定部分が支援される。支給額は段階的に引き上げられ、2016年に月30万ウォンとなる。併せて満5歳児には、事実上、義務教育の1年延長となる幼保共通課程（ヌリ課程）が導入された。ただし、幼稚園又は保育園への通園は、従来どおり義務ではない。また、政府は満2歳児以下に対しても、2012年3月から所得制限のない保育料支援を実施するとともに、施設に通っていない子どもへの「養育手当」（児童手当に相当）の拡充も明らかにした。さらに2012年3月21日、就学前3年間（満3歳～満5歳）の幼児への「無償教育」等を定めた改正幼児教育法が公布され、2013年からは満3歳児及び満4歳児に対しても、「無償教育」及び幼保共通課程の導入が予定されている。（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】 拘置所条例の制定

拘置所条例が2012年2月23日に公布、4月1日に施行された（国务院令第614号）。中国の法律では、現行犯や被疑者等の緊急逮捕・勾留（刑事拘禁）、治安違反行為者の拘束（行政拘禁）、訴訟の秩序を乱した者の拘束（司法拘禁）及び出入国管理法、戒厳法等による緊急拘禁（行政強制による拘禁）の4種の拘禁を定めている。刑事拘禁は留置所において、その他の3種の拘禁は拘置所で執行する。同条例は、行政拘禁と司法拘禁を対象として、拘置所の設置、管理等について定めたもので、行政強制による拘禁については、他の2種の処罰としての拘禁と異なるため、別の条例で規定する旨の附則を置いている。同条例は、国务院の公安部門が全国の拘置所の管理業務を主管するとし、県級以上の地方人民政府は必要に応じて拘置所を設置し、必要な費用を予算に計上することや備えるべき設備、被拘禁者に対する教育について規定するほか、被拘禁者の身体の安全や権利を保障し、これに対する侮辱、体罰及び虐待を禁止している。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】海洋観測・予報条例の制定

海洋観測と予報の強化、海洋災害の軽減等を目的とする海洋観測・予報条例が、2012年3月1日に公布され、同年6月1日に施行される（国务院令第615号）。海洋観測に関しては、統一的な計画の欠如のために、地域によって観測施設の建設にばらつきがあること、観測施設や環境の破壊、海洋観測の資料が多く部門に分散し情報共有制度が未整備であること等の問題が従来から指摘されていた。同条例は、国务院の海洋主管部門が全国の海洋観測・予報業務を主管し、統一的な観測網計画の策定、海洋観測資料の収集及びデータベースの構築を行うこと、観測施設の周辺に海洋観測環境保護区域を設定し、当該区域内に障害物や観測に影響する高周波電磁波を放射する装置の設置を禁止すること等を定める。また、国際組織、外国の組織又は個人が中国の管轄する海域で海洋観測を行う場合には、中国の関連法規に従うこと、個人や機関が国の機密に属する観測資料を許可なくこれらに提供することを禁止する規定も置かれている。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】たばこパッケージの警告表示

たばこの健康被害に関する警告表示の強化を目的として、中国国内で生産販売されるたばこのパッケージの表示が2012年4月1日に更新された。中国は「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に2003年11月に署名し、2005年8月の批准を経て2006年1月9日に同条約が発効した。締約国は、発効後3年以内に、たばこのパッケージに、その表面積の30%以上の警告表示を、発効後5年以内に、広告の禁止、屋内の職場や公共施設、公共交通機関での全面禁煙等の措置を実施する義務があるが、中国では公共スペースでの禁煙に関する国の法律は未制定である。パッケージ上の警告表示については、たばこ専売局が2007年に関連規則を制定し2009年1月1日に施行したが、効果が不十分なため2011年8月に新表示を定め、2012年4月1日に施行したものである。新表示では、警告文が目立つ配色にし、これまで中国語と英語の併記であった警告文を中国語のみとし、その文字の大きさは6.5mm以上（従来は2.0mm以上）とした。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【タイ】憲法改正をめぐる動き

現行の2007年タイ王国憲法は、2006年のクーデターでタクシン政権が崩壊した後制定された。2011年6月の総選挙を経て8月、タクシン元首相の妹であるインラック氏が首相に就任した。その後、元首相に対する恩赦への機運や、憲法改正への動きが進展していった。タイ政府は、2012年2月、憲法起草議会を設置するために、憲法改正手続を規定した憲法第291条の改正案を下院に提出した。同改正案は、両院合同会議の第一読会を通過したものの、4月10日から2日間の予定で開会された第二読会では採決されず、会期は延長された（第三読会の採決により改正案は可決される）。一方で、国会付属機関であるキング・プラチャティポック研究所（KPI）が3月27日に下院の国民和解委員会に提出した「国民和解委員会に関する報告書」が4月6日、政府に提出された。同報告書は、恩赦や憲法改正の必要性をも提言しているが、政府はこの報告書に対して消極的な見解を示した。

（海外立法情報課・遠藤 聡）

【フィリピン】幼稚園教育法の成立

2012年1月20日、アキノ大統領の署名を得て、幼稚園教育法(RA10157)が成立した。フィリピンの教育制度は、初等教育(6年)、中等教育(4年)、高等教育(4年)である。初等教育の就学率は高いものの、その修了率は低下傾向にある。同法は、2009年の国連ミレニアム・サミットで採択された「ミレニアム開発目標」(MDGs)の2015年までに達成すべき「人間開発の目標2:初等教育の完全普及の達成」、また初等教育就学前児童に対する基礎教育としての幼稚園教育の充実を図ることを目的とする。子どもの身体、社会生活、知能、感情、技能の発達及び価値観の形成を効果的に促進するとともに、子どもに幼稚園教育を平等に受ける機会を提供することが政府の役割であることを宣言している。多言語国家であるフィリピン(公用語はフィリピン語・英語)において、幼稚園教育の場での「母語を基礎とする多言語教育」(MTB-MLE)方法の重要性も明記された。

(海外立法情報課・遠藤 聡)

【ベトナム】暗号法の施行

2012年2月1日、暗号法(05/2011/L-QH13)が施行された。同法は、2011年11月の第13期第2回国会で可決されたものである。同法の施行により、2001年暗号法令(国会常務委員会で制定)は廃止された。同法は、暗号活動及び暗号化の目的、範囲、方針及び服務者の指針並びに暗号活動を行なう機関や個人等の職務権限を定めた。同法案は、国家の機密情報を保護し、国防・安全保障を確保する法的基盤となるものとして起草され、2009年6月の第12期第5回国会で審議された後、継続審議となっていた。第13期第2回国会では、特に政府暗号委員会の職務権限、関連政策、暗号の国家管理及び暗号部門の人材育成の方法・政策に関しての議論がなされた。国家機密情報の暗号化において、ベトナム共産党の絶対的かつ直接的で多目的の指導の下で、政府、人民軍隊、人民公安、国防省及び人民委員会(国の地方出先行政機関)等による一貫した運用が行われることになる。

(海外立法情報課・遠藤 聡)